

M-3rd

裁判長
認印

調書(決定)

事件の表示	令和3年(オ)第792号 令和3年(受)第976号
決定日	令和3年8月20日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡村一和美 菅野博之 三浦守一 草野耕一
当事者等	上告人兼申立人今井豊 被上告人兼相手方国陽子 同代表者法務大臣上川登子 同指定代理人宮本登子
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(ネ)第2958号(令和3年2月12日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年8月20日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 藤木貴洋

これは正本である。

令和3年8月20日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 藤木貴

